

第3章 景観形成基準の解説

1. 景観誘導区域・景観保全区域の景観形成基準の解説

(1) 景観誘導区域の景観形成基準

景観計画に定める「景観誘導区域」の景観形成基準は以下のとおりです。

1) 建築物・工作物の景観形成基準

		対象とする行為		解説の頁					
		建築物	工作物						
配置	道路に面してオープンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する。		-	12					
	駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める。			13					
形態 意匠	長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。			13					
	道路に面してシャッターを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する。		-	14					
	夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する。		-	14					
	過度に点滅する光源(光源の動き、色の変化のあるものを含む)や派手な照明は避ける。		-	15					
	周囲の建築物等との調和に配慮する。			15					
	街角部分では楽しさや特徴ある景観を演出するよう努める。		-	16					
	低層部分では、にぎわいや開放感を演出するよう努める。		-	16					
	屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する。			17					
	屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。		-	17					
	バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。		-	18					
色彩	周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。		-	18					
	<p>周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。</p> <p>外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>マンセル表色系の表示方法 - 三属性による表示(マンセル値)による。 色相は色あいの違いを示す。(R:赤, Y:黄) 彩度は色の鮮やかさを示す。(数値が大きくなるほど鮮やかになる。)</p>	色相	彩度	OR~5Y	6以下	その他	2以下		
色相	彩度								
OR~5Y	6以下								
その他	2以下								
外構	駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。			22					
	道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよう工夫する。		-	22					
	隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。		-	23					
	ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。		-	23					
	駐輪場は、植樹等による修景に努める。		-	23					
緑化	シンボルツリーの配置や、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。			24					
	接道部の緑化や建築物の屋上緑化、壁面緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。		-	24					
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。			25					
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。		-	25					

(2) 景観保全区域の景観形成基準

景観計画に定める「景観保全区域」の景観形成基準は以下のとおりです。

1) 建築物・工作物の景観形成基準

		対象とする行為		解説の頁				
		建築物	工作物					
配置	周囲からの見え方や自然景観への見直しなどに配慮する。		-	12				
	駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める。			13				
形態意匠	長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。			13				
	夜間照明を設置する場合は、周辺環境の雰囲気を損ねないように控えめな照明とするよう配慮する。		-	14				
	点滅する光源(光源の動き、色の変化のあるものを含む)や派手な照明は使用しない。		-	15				
	周辺の自然景観やみどりとの調和に配慮する。			16				
	屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する。			17				
	屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。		-	17				
色彩	バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。		-	18				
	周囲の環境と調和しない色彩、素材は使用しない。			19				
色彩	外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。			19				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>マンセル表色系の表示方法 - 三属性による表示(マンセル値)による。 色相は色あいの違いを示す。(R:赤, Y:黄) 彩度は色の鮮やかさを示す。(数値が大きくなるほど鮮やかになる。)</p>	色相	彩度		0R~5Y	4以下	その他	2以下
色相	彩度							
0R~5Y	4以下							
その他	2以下							
外構	駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。			22				
	隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。		-	23				
	ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。		-	23				
	駐輪場は、植樹等による修景に努める。		-	23				
緑化	大きな樹木は極力保存するとともに、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。			24				
	敷地内の緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。			24				
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。			25				
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。		-	25				

2) 物件の堆積の景観形成基準

物件の堆積	堆積物は、塀、囲い又は植栽等により遮蔽し、修景する。やむを得ず遮蔽できない場合は、整然と積み上げるなど、周辺の景観を乱さぬよう配慮する。			26
	物件の堆積のための擁壁や堆積物件の周囲を囲う塀又は囲い等の色彩は、建築物・工作物の景観形成基準における色彩の制限に適合させて、周囲からの見え方に配慮する。			26

(3) 建築物・工作物に関する景観形成基準の解説

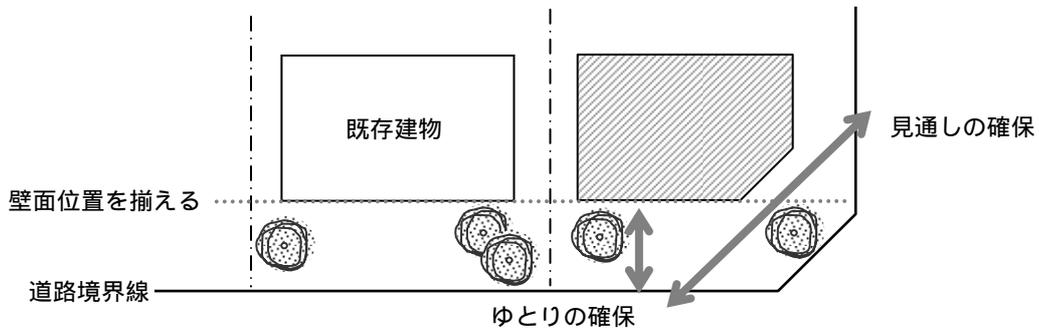
景観計画に定める景観形成基準について、「建築物」及び「工作物」における具体的な手法などを解説します。

1) 配置

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	道路に面してオープンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する。		-

【建築物】

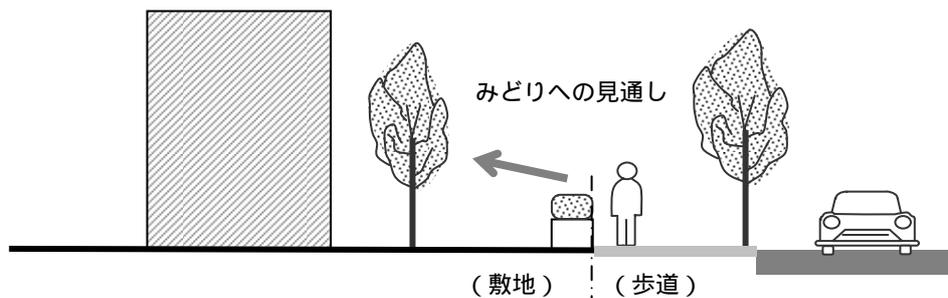
- ・ 道路に面して、空地や広場、歩行者空間などを設け、ゆとりある街並みを形成してください。
- ・ 交差点に面する角地は、入隅をとるなど、見通しの確保をしてください。
- ・ 道路に面する壁面は、街並みの連続性に配慮し、隣り合う建築物等の壁面位置を揃えるよう配置してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周囲からの見え方や自然景観への見通しなどに配慮する。	-	

【建築物】

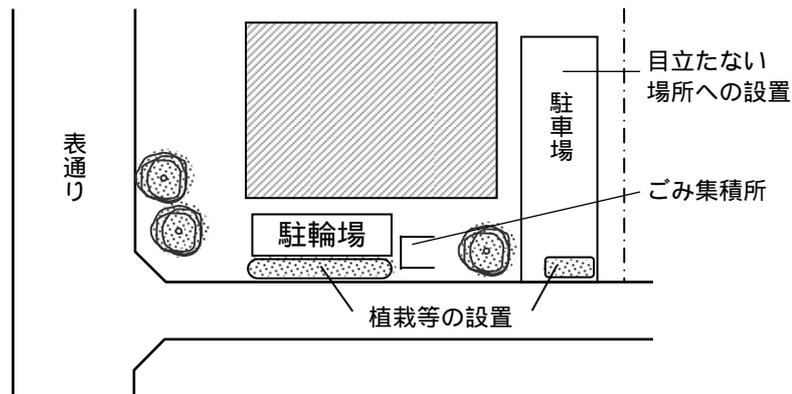
- ・ 道路や隣地からゆとりをもって配置するとともに、垣やさく、塀などの高さを低く抑え、道路などの公共空間から敷地内のみどりが眺められるよう、開放的な空間としてください。
- ・ 周辺の自然景観（河川、斜面林など）やみどりの景観（農地、公園、屋敷林など）に配慮してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める。		

【建築物・工作物】

- ・ 駐車場は、街並みの連続性を分断しないようにし、また歩行者の動線に配慮するとともに、表通りから目立たない場所に配置してください。
- ・ 駐輪場、ごみ集積所は、歩行者の動線に配慮するとともに、表通りから目立たない場所に配置してください。

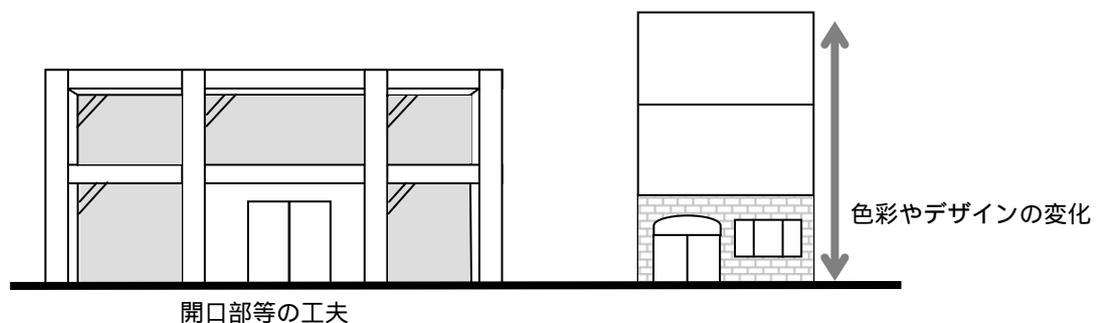


2) 形態意匠

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象としないものとする。		

【建築物】

- ・ 表通りに面する壁面が長大すぎる場合は、単一的な壁面にならないよう、色彩を変化させたり、壁面形状に凹凸をつけたりするなどの工夫をしてください。
- ・ 建築物等の中高層部分は、落ち着いたデザインとしてください。
- ・ 低層部分は地域特性に応じて、商業地ではにぎわいを演出したデザイン、住宅地では開放感のあるデザインとなるようにしてください。



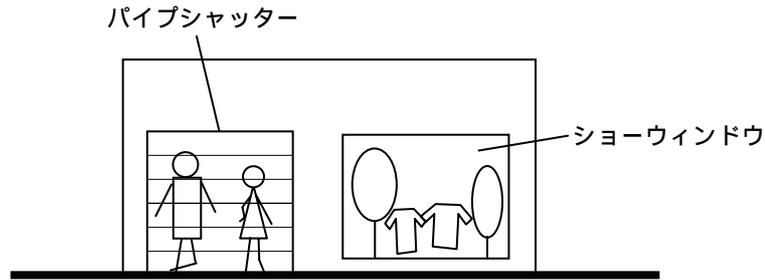
【工作物】

- ・ 道路に面する擁壁や塀などが長大すぎる場合は、単一的なものにならないよう、飾りや模様を施すなどの工夫をしてください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	道路に面してシャッターを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する。		-

【建築物】

- ・商業地で道路に面してシャッターを設置する場合は、夜間（閉店時）におけるにぎわいの連続性に配慮し、シャッターをショーウィンドウの内側とするか、パイプシャッター等を用いるなどの工夫をしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する。		-

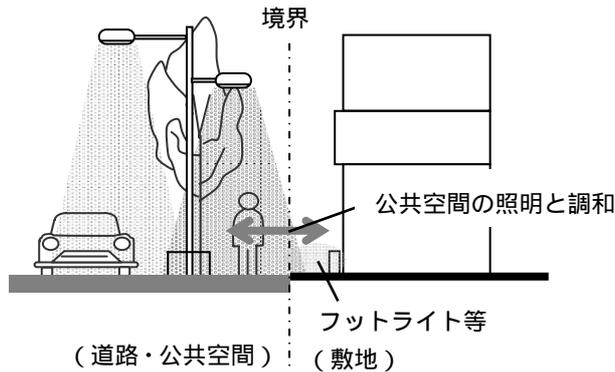
【建築物】

- ・夜間照明を設置する場合は、公共空間（街路灯など）の照明と調和を図るとともに、暖色系の照明の使用や、足下灯（フットライト）又は間接照明を設けるなど、安全上、防犯上有効な歩行空間を確保してください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	夜間照明を設置する場合は、周辺環境の雰囲気損ねないよう控えめな照明とするよう配慮する。	-	

【建築物】

- ・夜間照明を設置する場合は、表通りに面する場所では沿道を照らす照明、落ち着いた場所では必要最低限の照明とするなど、周辺環境の雰囲気損ねないようにしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避ける。		-

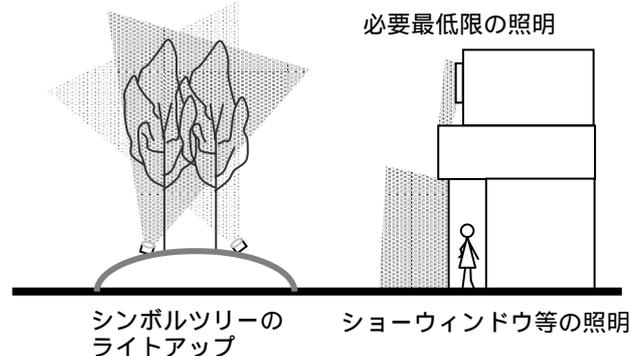
【建築物】

- ・安全上、防犯上必要な照明や街並みの演出（ライトアップ、イルミネーション等）を行う場合を除き、過度に点滅する光源や派手な照明は避けてください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は使用しない。	-	

【建築物】

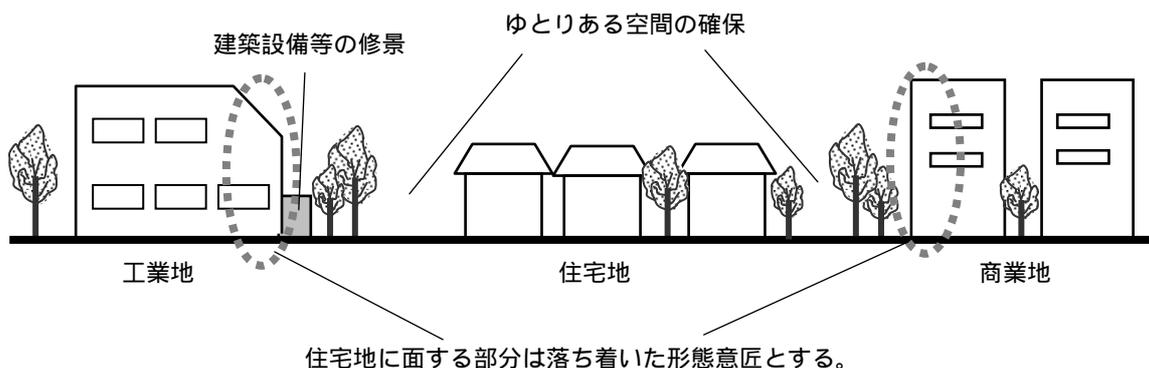
- ・安全上、防犯上必要な照明や街並みの演出（ライトアップ、イルミネーション等）を行う場合を除き、点滅する光源や派手な照明は使用しないでください。特に、田園や住宅地等の場所では使用しないでください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周囲の建築物等との調和に配慮する。		-

【建築物・工作物】

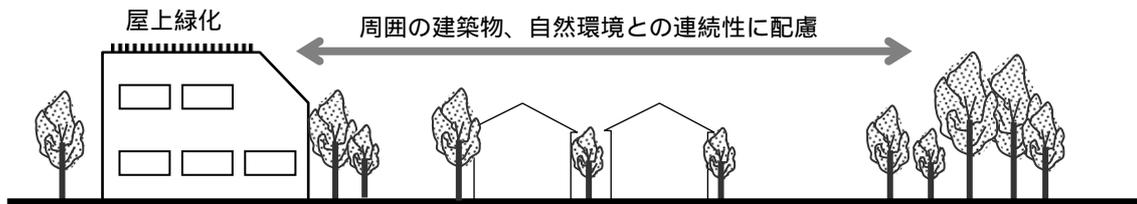
- ・住宅地や商業地、工業地をはじめ、住宅や商業、工業などが混在する場所では、周囲の建築物等と著しく異ならない形態や意匠、色彩とし、周辺の街並みとの調和に配慮してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周辺の自然景観やみどりとの調和に配慮する。	-	

【建築物・工作物】

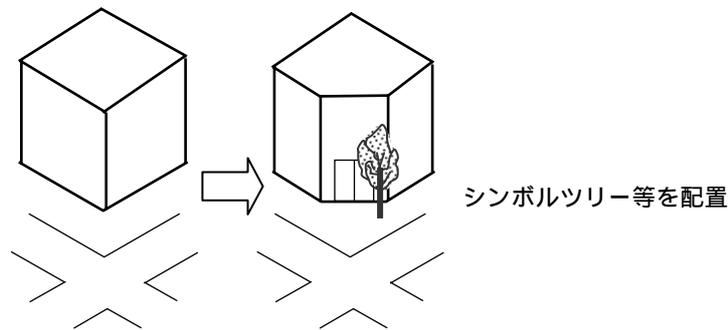
- ・ 周辺の自然景観（河川、斜面林など）やみどりの景観（農地、公園、屋敷林など）を阻害しないよう、調和を図るとともに、周囲にあわせた形態や意匠、色彩としてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。		-

【建築物】

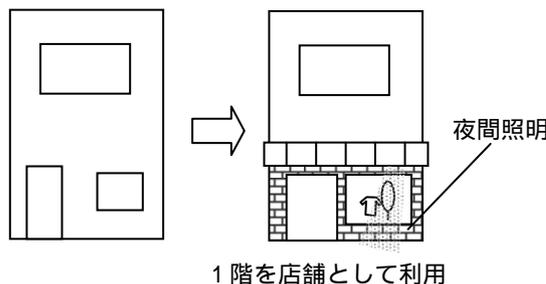
- ・ 商業地などにぎわいのある交差点に面する街角部分では、開口部を設けるなど角地を意識したデザインの工夫を行うとともに、小広場、モニュメント、シンボルツリーなどを配置することで、人の集まりや憩いの場所となる、表情豊かな空間の演出に努めてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	低層部分では、にぎわいや開放感を演出するよう努める。		-

【建築物】

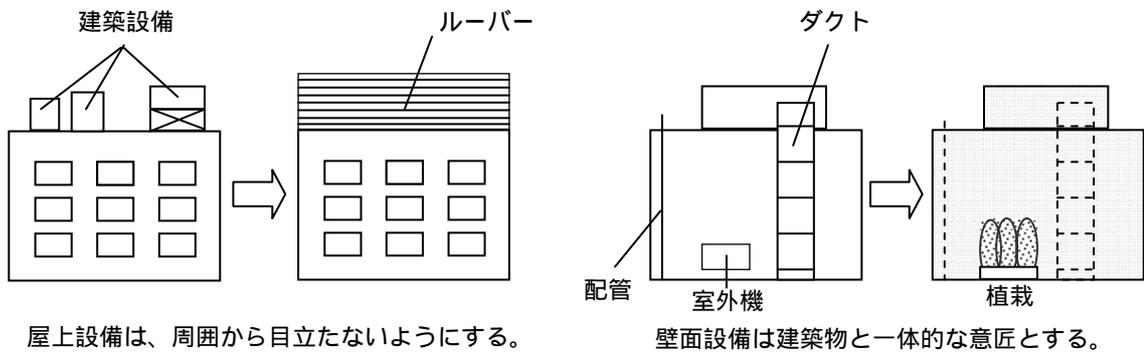
- ・ 商業地などにぎわいのある建築物の低層部分は、ショーウィンドウ、歩行者空間と一体となった植栽、夜間の照明による演出を行うなどの演出に努めてください。
- ・ 住宅地における低層部分は、壁面後退などにより開放感のある空間の演出に努めてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する。		

【建築物・工作物】

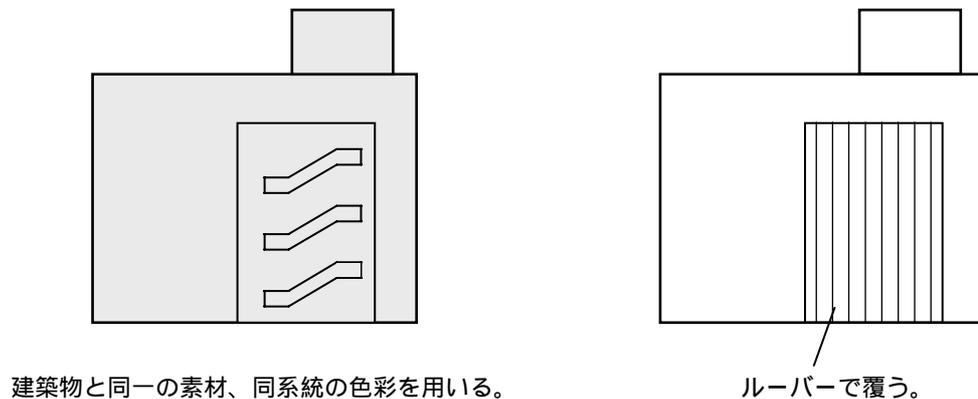
- ・ 屋上に建築設備を設置する場合は、建築物と一体化するか、ルーバーで遮蔽するなど、周囲から目立たないようにしてください。
- ・ 外壁に配管類を直付けする場合は、壁面との同系統の色彩とするなど、建築物と一体的な意匠としてください。
- ・ 室外機などの壁面設備を設ける場合は、植栽などで周囲から目立たないようにしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。		

【建築物】

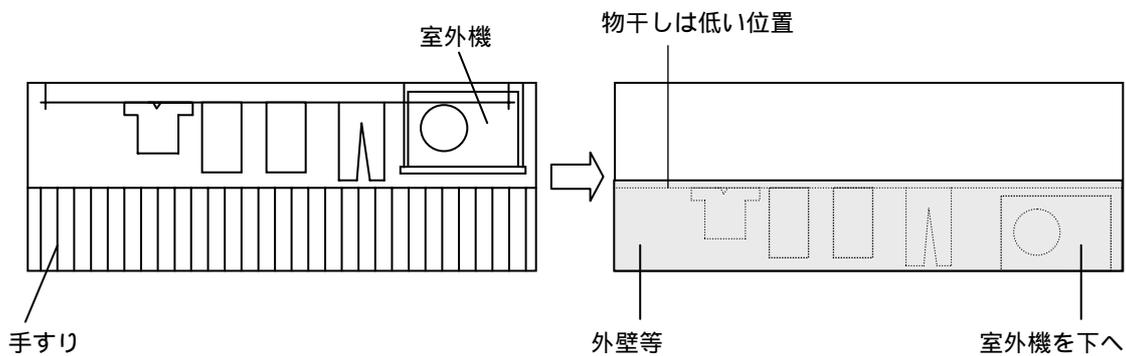
- ・ 屋外階段を設ける場合は、表通りから見えない位置としてください。関係法令上、やむを得ない場合は、建築物との同一の素材や同系統の色彩を用いたり、ルーバーで覆うなどをし、建築物と一体的な意匠としてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。		

【建築物】

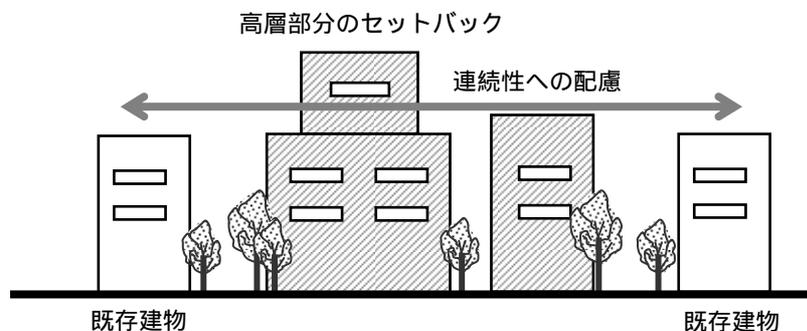
- ・ 物干しや室外機等をバルコニーやベランダに設置する場合は、物干し金具や室外機等を手すりの高さ以下に設置するなど、設置場所・方法を工夫し、道路から直接見えないようにしてください。
- ・ 手すり状のバルコニーやベランダは、壁面と同一の素材や同系統の色彩とするなど、建築物と一体的な意匠としてください。（ガラスや打放しコンクリートは除きます。）



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。		-

【建築物】

- ・ 表通りに面する敷地では、周辺の街並みより高い建築物の場合は、高層部分のセットバックや建築物の高さを段階的に変化させるなどの配慮をしてください。



3) 色彩

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。		-

【建築物・工作物】

- ・ 周囲の建築物等の壁面や屋根と調和した色彩を使用してください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	周囲の環境と調和しない色彩、素材は使用しない。	-	

【建築物・工作物】

- ・ 周囲の建築物等や自然景観、みどりの景観と調和した色彩を使用してください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。		

【建築物・工作物】

- ・ 壁面や屋根の色彩は、外観の色彩の制限（以下、「色彩基準」とする。）に定められた色彩（マンセル値）を用いてください。ただし、自然素材等については適用しません。

さいたま市景観色彩ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）では、景観の魅力を高めるために使用することが望ましい外壁（基調色・強調色）や屋根の色彩（屋根色）の範囲（推奨値）を定めています。（次頁を参照）

壁面や屋根の色彩は、原則として、ガイドラインに定めた使用することが望ましい外壁や屋根の色彩の範囲（推奨値）で計画を行ってください。

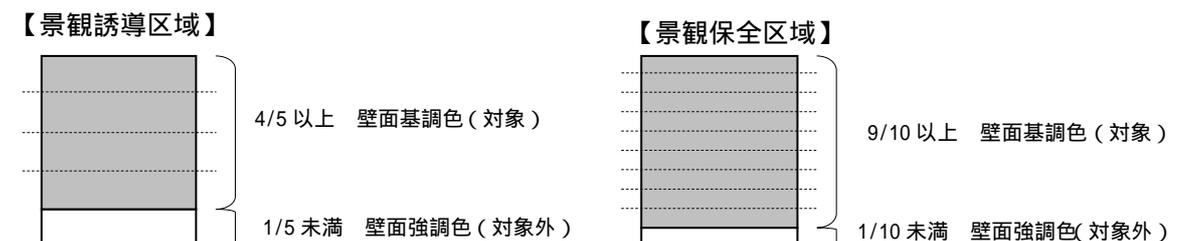
やむを得ずガイドラインに適合する色彩を用いることができない場合は、下表の色彩基準の範囲内で計画を行ってください。

区域	色相	彩度
景観誘導区域	OR～5Y	6以下
	その他	2以下
景観保全区域	OR～5Y	4以下
	その他	2以下

マンセル表色系の表示方法 - 三属性による表示（マンセル値）による。
色相は色あいの違いを示す。
（R：赤，YR：黄赤，Y：黄）
彩度は色の鮮やかさを示す。
（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）

- ・ 色彩基準は建築物等の外壁の基調色（景観誘導区域では壁面の4 / 5以上、景観保全区域では9 / 10以上を占める色彩）を対象とします。

色彩基準の対象となる基調色の立面の面積の割合



さいたま市景観色彩ガイドラインの色彩基準（推奨値）

さいたま市景観色彩ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）では、景観の魅力を高めるために使用することが望ましい外壁や屋根の色彩の範囲（推奨値）を紹介しています。

（１）景観色彩エリア別の区分

ガイドラインでは、景観誘導区域（商業・業務地系、住宅地系、工業地系）、景観保全区域（田園系）別に景観色彩エリアを区分し、色彩の推奨値を定めています。

表 景観色彩エリア区分

景観計画の区域区分	ガイドラインの景観色彩エリア区分	備考
景観誘導区域	商業・業務地系色彩エリア	商業系用途地域が指定されている区域 ただし、住居系の建築物の場合は、住宅地系色彩エリアの色彩基準とする。
	住宅地系色彩エリア	住居系用途地域が指定されている区域
	工業地系色彩エリア	工業系用途地域が指定されている区域 ただし、住居系の建築物の場合は、住宅地系色彩エリアの色彩基準とする。
景観保全区域	田園系色彩エリア	市街化調整区域

（２）色彩の推奨値の対象

色彩の推奨値の対象は、建築物等の外壁の「基調色」と「強調色」、屋根の「屋根色」とします。

表 色彩基準の対象となる部位、色彩

部位	対象となる色彩		色彩基準	
			景観計画の色彩基準（基準値）	推奨値
建築物の外壁	基調色	建物の外観の基調となり、壁面の大半を占める色彩 （各立面の面積（屋根部分を除く）で、景観誘導区域では4 / 5以上、景観保全区域では9 / 10以上に使用する色彩）	-	（対象外）
	強調色	建物の外観に変化や個性をもたらす色彩 （各立面の面積（屋根部分を除く）で、景観誘導区域では1 / 5未満、景観保全区域では1 / 10未満に使用する色彩）		
建築物の屋根	屋根色	屋根の色彩		

(3) 景観色彩エリア別色彩基準

色彩の推奨値は、景観色彩エリアの特性に基づき色彩の範囲を以下のとおり定めています。

		部 位	対 象	色 相	明 度	彩 度
景観誘導区域	商業・業務地系 色彩エリア	外 壁	基調色	OR～5Y	4以上 8以下	2以下
				その他		1.5以下
			強調色	OR～5Y		6以下
				その他		4以下
		屋 根	屋根色	OR～5Y	6以下	6以下
				その他		2以下
	住宅地系 色彩エリア	外 壁	基調色	OR～5Y	4以上 8以下	2以下
				その他		1以下
			強調色	OR～5Y		4以下
				その他		3以下
		屋 根	屋根色	OR～5Y	6以下	4以下
				その他		2以下
工業地系 色彩エリア	外 壁	基調色	OR～5Y	4以上 9以下	2以下	
			その他		1.5以下	
		強調色	OR～5Y		6以下	
			その他		4以下	
	屋 根	屋根色	OR～5Y	6以下	6以下	
			その他		2以下	
景観保全区域	田園系 色彩エリア	外 壁	基調色	OR～5Y	4以上 8以下	2以下
				その他		1以下
			強調色	OR～5Y		4以下
				その他		2以下
		屋 根	屋根色	OR～5Y	6以下	4以下
				その他		1以下

上表の基準には無彩色（N）を含み、明度のみが適用されます。

色彩の推奨値は、木材や石材、土など従来から建材として幅広く利用されている材料（自然素材）が用いられている場合、その部位に関しては適用除外としています。

4) 外構

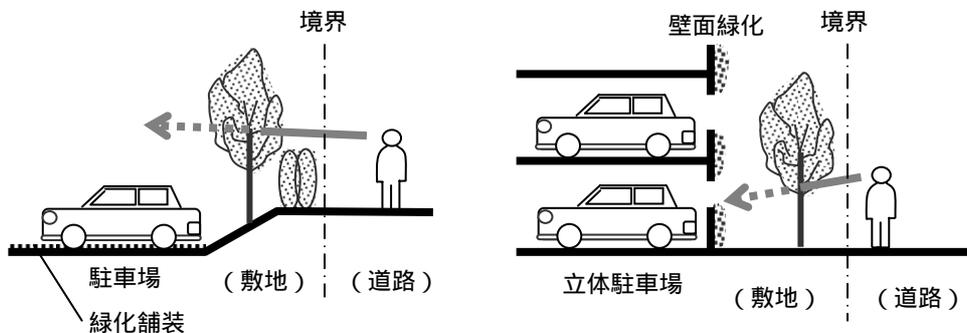
No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。		

【建築物】

- ・ 平面駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、街並みの連続性を分断しないよう、道路との間に植栽帯やフェンスを設けるなど、道路から直接見えない工夫をしてください。また、駐車スペースの舗装面の緑化に努めてください。
- ・ 立体駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、道路との間に植栽帯やフェンス、壁面緑化を設けるなど、道路からの見え方を工夫してください。

【工作物】

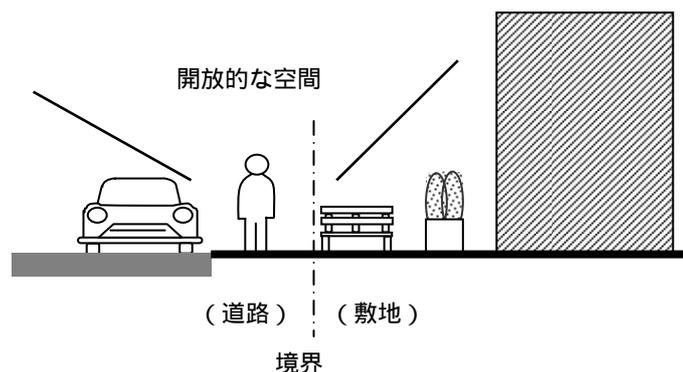
- ・ 機械式駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、道路との間に植栽帯やフェンスを設けるなど、道路からの見え方を工夫してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよう工夫する。		-

【建築物】

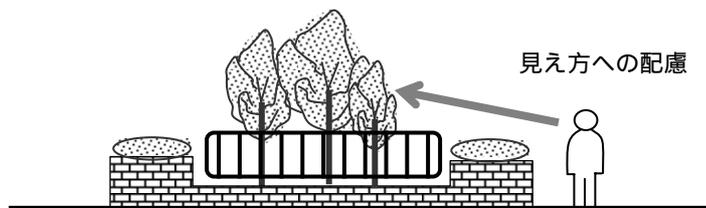
- ・ 道路に面して閉鎖的な空間とせず、植栽などを設け、開放的な歩行者空間を創出してください。
- ・ 商業地において道路に面する部分は、ストリートファニチュアやベンチなどを設け、開放的で魅力的な歩行者空間を創出してください。
- ・ 外構には、自然素材や石畳などを使用して、趣のある空間とするような工夫をしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。		

【建築物】

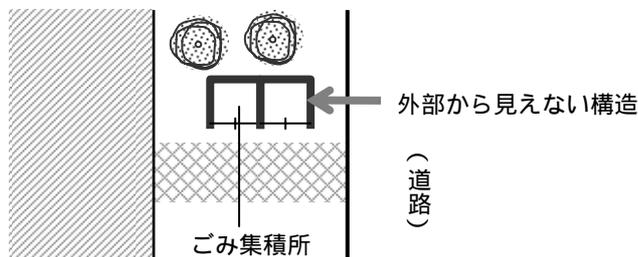
- ・ 垣、さくを設ける場合は、生垣や透視可能なフェンスとするなど、周囲からの見え方を工夫してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。		

【建築物】

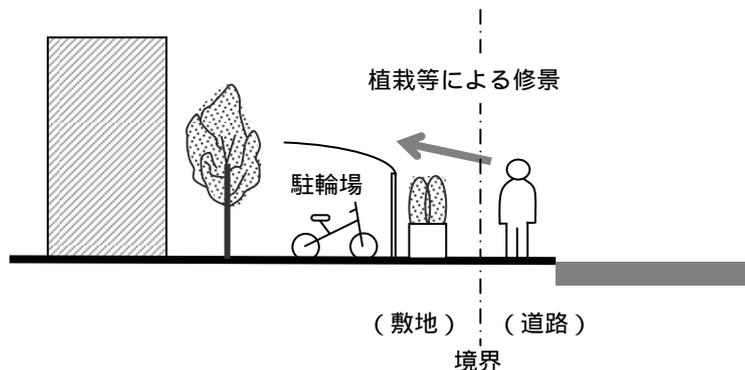
- ・ ごみが外部から見えないように、建築物と一体的な意匠や必要な開口部以外をコンクリートブロックやフェンスなどで囲うなど、道路から直接見えないようにしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	駐輪場は、植樹等による修景に努める。		

【建築物】

- ・ 駐輪場は、植栽、フェンスで囲うなど、道路から目立たないようにしてください。



5) 緑化

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	シンボルツリーの配置や、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。		-

【建築物・工作物】

- 敷地内は、シンボルツリーとなる中木・高木のほか、低木や花などをバランス良く植栽して、道路からの見え方を工夫してください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	接道部の緑化や建築物の屋上緑化、壁面緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。		-

【建築物】

- 道路に面して緑化を図ってください。また、屋上や壁面を利用できる場合は、積極的に緑化を図ってください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	大きな樹木は極力保存するとともに、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。	-	

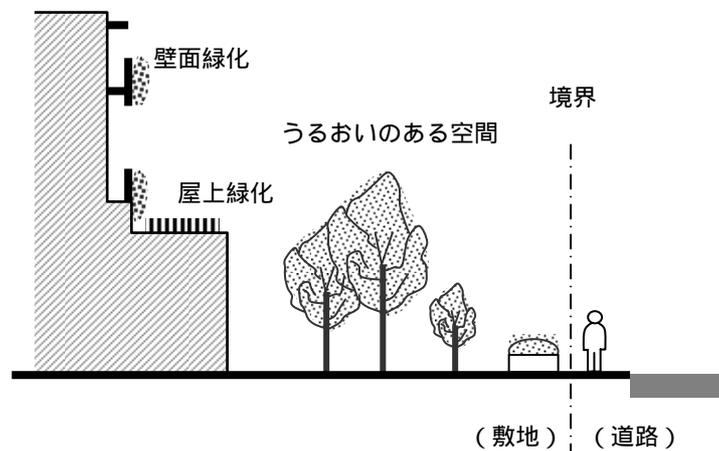
【建築物・工作物】

- 敷地内にある既存の樹木はできる限り保存してください。
- 敷地内は、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方を工夫してください。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	敷地内の緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。	-	

【建築物・工作物】

- 道路に面して緑化を図ってください。また、隣地に面する部分においても緑化を図ってください。

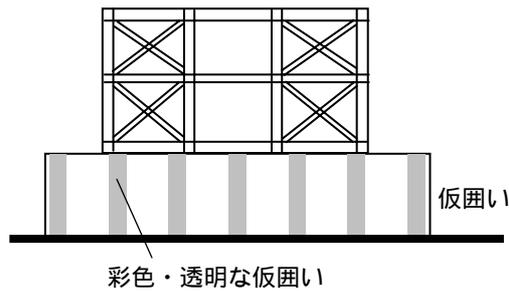


6) その他

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。		

【建築物・工作物】

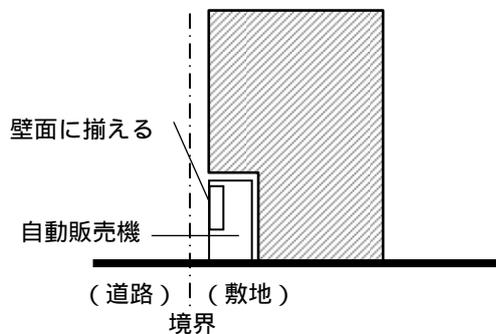
- ・ 工事現場の仮囲いは、透明パネルを用いたり、彩色を施すなど、単調な壁とならないよう修景を図り、道路からの見え方に配慮してください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。		

【建築物】

- ・ 自動販売機は、壁面に組み込むなど、建築物と一体となる位置に設けるようにしてください。やむを得ない場合は、通行の支障とならないよう、建築物の壁面に揃えて設置してください。

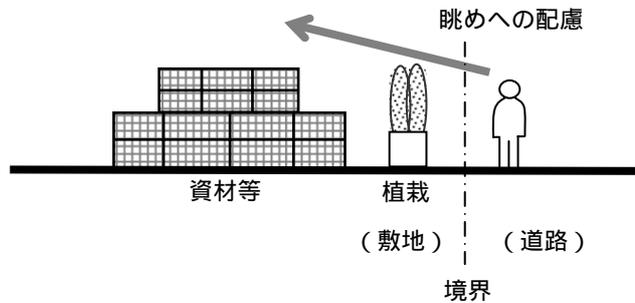


(4) 物件の堆積に関する景観形成基準の解説

景観計画に定める景観形成基準について、「物件の堆積」における具体的な手法などを解説します。

No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	堆積物は、塀、囲い又は植栽等により遮蔽し、修景する。やむを得ず遮蔽できない場合は、整然と積み上げるなど、周辺の景観を乱さぬよう配慮する。	-	

- ・ 堆積物の高さは、植栽や塀、囲いなどによる遮蔽や、資材の積み方を工夫するなど、周囲から目立たないようにしてください。



No	基準	景観誘導区域	景観保全区域
	物件の堆積のための擁壁や堆積物件の周囲を囲う塀又は囲い等の色彩は、建築物・工作物の景観形成基準における色彩の制限に適合させて、周囲からの見え方に配慮する。	-	

- ・ 物件の堆積の周囲を囲う塀等の色彩は、色相が0 R ~ 5 Yでは彩度4以下、その他の色相では彩度2以下としてください。

2. 宮原景観形成特定地区の景観形成基準の解説

(1) 宮原景観形成特定地区の景観形成基準

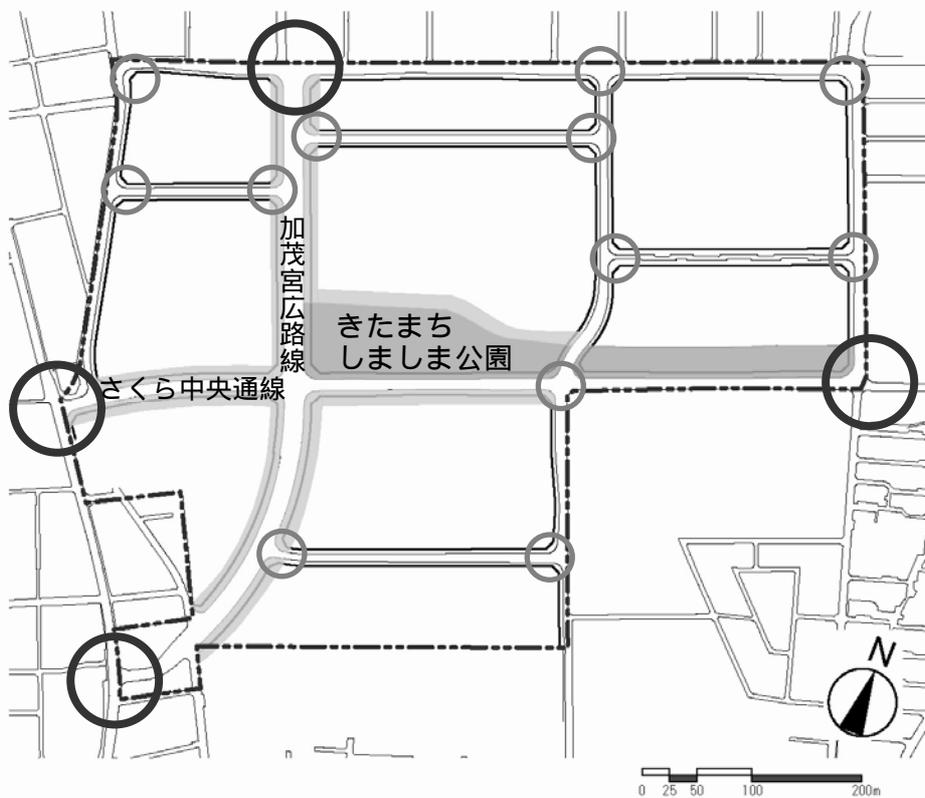
景観計画に定める「宮原景観形成特定地区」の景観形成基準は以下のとおりです。

1) 建築物・工作物の景観形成基準

		対象とする行為		解説の頁							
		建築物	工作物								
配置	周辺市街地や隣接街区と調和するよう、オープンスペースやみどりの連続性、空間の一体的利用など敷地間相互に整備する。		-	29							
	一辺が概ね100mを超える街区では、街区内に通路や空地等を設けることにより、街区の分節化を行う。		-	29							
	駐車場は、直接道路に面さないよう街区の内側に設置するよう工夫する。		-	30							
形態意匠	沿道壁面の立面は、長大になり過ぎて単調とならないよう街区の内側への見通しやアクセス空間となるスリットを設けるなど、適宜分割又は分節した意匠とする。			30							
	十字骨格では、建築物の室内照明から漏れる光やライトアップなどによる光により、沿道に光の連続性をつくり出すよう工夫する。		-	31							
	結節点では、周辺環境への光害に配慮した上で、植栽やストリートファニチュアのライトアップなどで夜間のランドマークをつくるよう工夫する。		-	31							
	地区縁辺部、敷地内空間では、落ち着いた雰囲気をもたないよう控えめな照明とし、足下灯やダウンライトなどにより暗がりや物陰などが生じないように工夫する。		-	31							
	主要な結節点においては、地区への玄関口として、塔状建築物やピロティ、モニュメントなど建築的・造形的工夫で地区の門を演出するよう工夫する。		-	32							
	結節点には、造園的工夫により、みどりの結節点としての小広場や来訪者等の休憩の用に供するストリートファニチュアなどと一体となった景観をつくるよう工夫する。		-	32							
	屋上や外壁等の建築設備は、建築物等との意匠の一体化や、植栽による修景などにより、公共空間から見えにくいようにする。			32							
	屋外階段など、建築物の付随的な部分は、目立たぬよう主要部分との一体化を図るなどの意匠とする。		-	33							
	バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。		-	33							
	屋根又は頂部は、形態や高さの変化、屋上を緑化するなど景観に配慮する。		-	34							
周辺の建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。		-	34								
色彩	みどりと甚だしく調和しない色彩、素材は使用しない。			35							
	外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。			35							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR ~ 10YR</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>OY ~ 10GY</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度		OR ~ 10YR	6以下	OY ~ 10GY	4以下	その他	2以下	
	色相	彩度									
OR ~ 10YR	6以下										
OY ~ 10GY	4以下										
その他	2以下										
マンセル表色系の表示方法 - 三属性による表示(マンセル値)による。 色相は色あいの違いを示す。(R:赤, YR:黄赤, Y:黄, GY:黄緑) 彩度は色の鮮やかさを示す。(数値が大きくなるほど鮮やかになる。)											
隣接する建築物等との色相の連続性への配慮、あるいはアクセント的な色相の変化などの工夫により、地域に馴染む色彩とする。		-	35								
低層部から高層部にかけて、垂直方向に低彩度・高明度となる色彩の変化などにより、圧迫感を軽減するよう工夫する。		-	35								

外構	駐車場をやむを得ず道路に面して設置する場合は、植栽等による修景など、周囲からの見え方に配慮する。		36
	駐車場へのアプローチ通路は集約化を図り、街並みの連続性や歩行者動線を分断しないよう工夫する。		36
	駐車場のアプローチ通路が街区を分節する場合は、歩車共存型となるよう努める。		36
	駐輪場は、明確な区分の上で歩行者空間に近接して設ける。	-	37
	駐輪場が大規模なものとなる場合は、植栽等により囲むか、建築物内に収めるなど、景観に配慮する。	-	37
	ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。	-	37
緑化	見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。		38
	十字骨格においては、街路樹と敷地内緑化の協調により、豊かなみどりの骨格をつくる。		38
	その他の沿道については、街区の土地利用や場所のまとまりに応じ、街路樹と敷地内緑化の協調によりみどりの骨格を補完する。		38
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。		39
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。	-	39

宮原景観形成特定地区図



凡 例			
	十字骨格		主要な結節点
			結節点
			地区境

(2) 建築物・工作物に関する景観形成基準の解説

景観計画に定める景観形成基準について、「建築物」と「工作物」における具体的な手法などを解説します。

1) 配置

No	基準
	周辺市街地や隣接街区と調和するよう、オープンスペースやみどりの連続性、空間の一体的利用など敷地間相互に整備する。

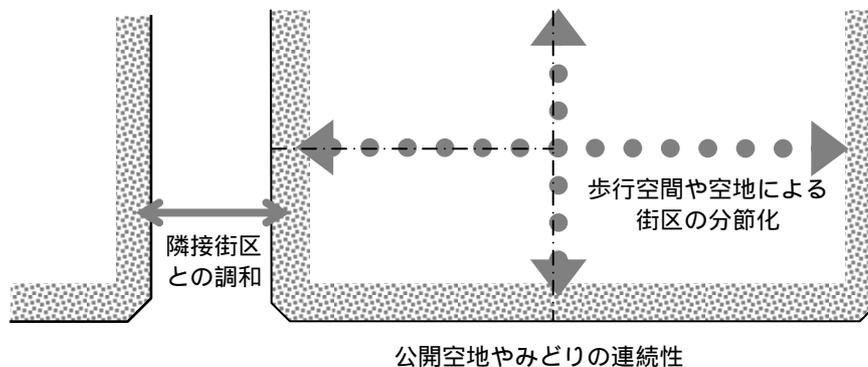
【建築物】

- 敷地を地区整備計画に定める最低敷地規模で設定するなど、敷地が小規模になる場合は、周辺市街地や隣接街区に配慮しながら、敷地間相互の協調を図り、道路に面する部分に連続的な植栽を設置するとともに、歩行者空間との一体的利用などを工夫し、十分に開放された空間としてください。

No	基準
	一辺が概ね 100m を超える街区では、街区内に通路や空地等を設けることにより、街区の分節化を行う。

【建築物】

- 敷地の一辺が概ね 100m を超える大規模な街区となる場合は、歩行者空間として、街区内部通路や施設内部通路の確保をはじめ、緑地や空地駐車場のアプローチ通路なども設けて、歩行者の回遊性に努めてください。



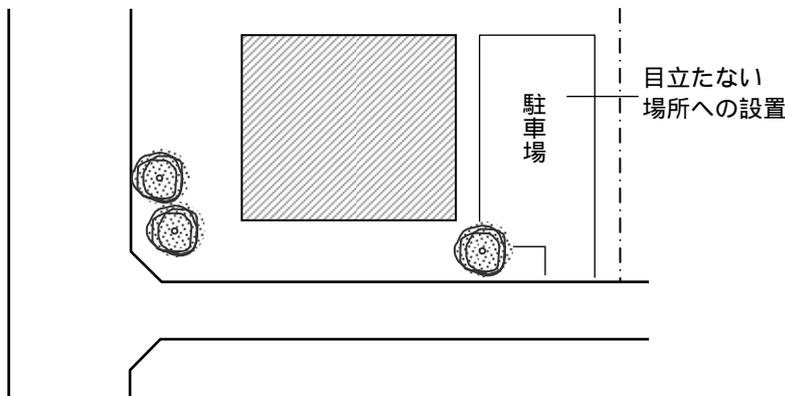
No	基準
	駐車場は、直接道路に面さないよう街区の内側に設置するよう工夫する。

【建築物】

- ・ 平面及び立体駐車場は、街並みの連続性を分断しないよう、街区の内側に配置してください。やむを得ず駐車場が道路に沿って配置される場合は、建築物とするか植栽などによって遮蔽するなど、道路からの見え方を工夫してください。

【工作物】

- ・ 機械式駐車場は、街並みの連続性を分断しないよう、街区の内側に配置してください。やむを得ず道路に沿って配置される場合は、植栽などによって遮蔽するなど、道路からの見え方を工夫してください。

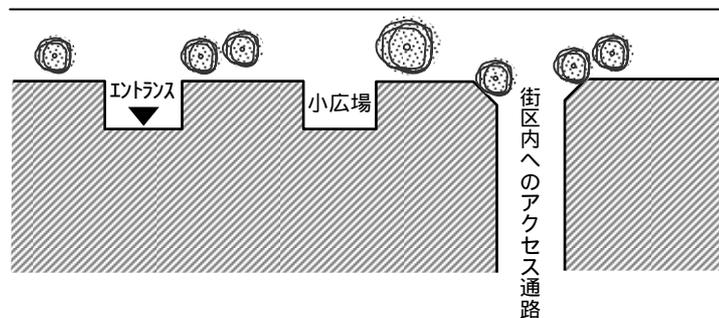


2) 形態意匠

No	基準
	沿道壁面の立面は、長大になり過ぎて単調とならないよう街区の内側への見通しやアクセス空間となるスリットを設けるなど、適宜分割又は分節した意匠とする。

【建築物】

- ・ 道路に面する壁面は、大規模で、かつ長大になる過ぎることにより、圧迫感又は単調にならないよう、街区内の歩行者空間へのアクセス通路や開口部を適宜設けたり、色彩に変化をつけたり、壁面形状に凹凸をつけたりするなどの工夫をしてください。



【工作物】

- ・ 道路に面する擁壁や塀などが長大すぎる場合は、単一的なものとならないよう、飾りや模様を施すなどの工夫をしてください。

No	基準
	十字骨格では、建築物の室内照明から漏れる光やライトアップなどによる光により、沿道に光の連続性をつくり出すよう工夫する。

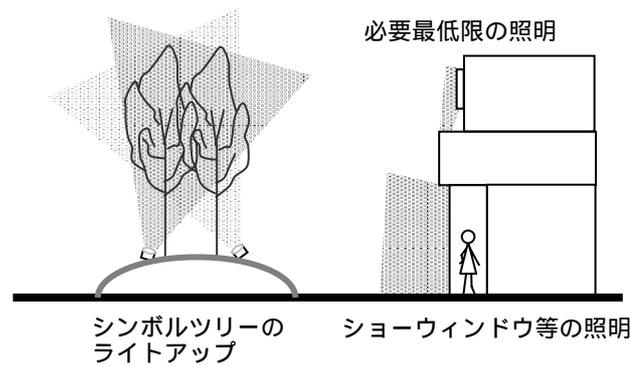
【建築物】

- ・ 十字骨格では、夜間にも安全に、また安心して歩ける空間とするため、建築物の室内照明から漏れる光を連続させたり、沿道は暖色系を用いて柔らかく照らし出したり、適宜ライトアップを図るなど、光の連続性を創出するような工夫をしてください。

No	基準
	結節点では、周辺環境への光害に配慮した上で、植栽やストリートファニチュアのライトアップなどで夜間のランドマークをつくるよう工夫する。

【建築物】

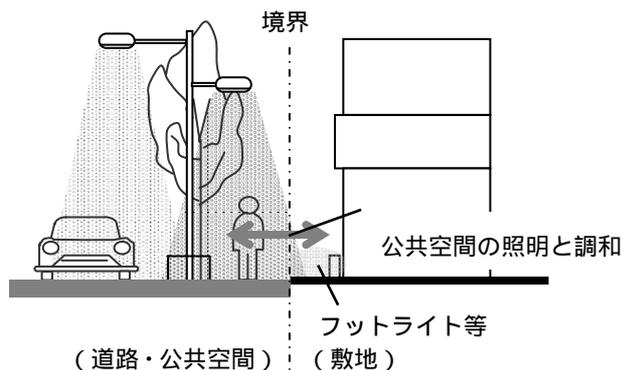
- ・ 結節点では、サーチライトや点滅光源などによる周辺への影響を与えないよう配慮した上で、また樹木やストリートファニチュア、アート作品等を設置した際には、ライトアップを行い、夜間のランドマークを創出するなど、にぎわいのある夜間空間の演出をしてください。



No	基準
	地区縁辺部、敷地内空間では、落ち着いた雰囲気損ねないよう控えめな照明とし、足下灯やダウンライトなどにより暗がりや物陰などが生じないように工夫する。

【建築物】

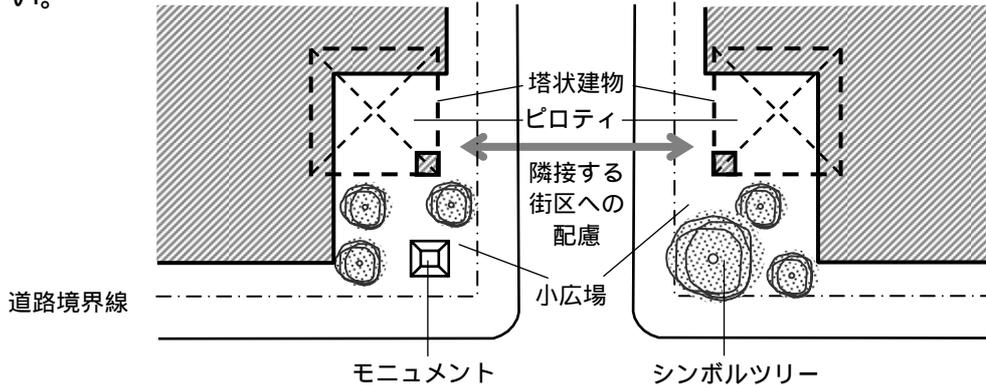
- ・ 夜間の安全性を高めるため、暗がり、物陰などが生じないように、足下灯(フットライト)やダウンライトなど適切な照明を施すよう工夫をしてください。
- ・ 周辺市街地と接する場所では、隣接地への光害を与えないようし、落ち着いた雰囲気となる控えめな照明として、周辺の景観と調和するよう配慮してください。



No	基準
	主要な結節点においては、地区への玄関口として、塔状建築物やピロティ、モニュメントなど建築的・造形的工夫で地区の門を演出するよう工夫する。

【建築物】

- ・ 街の骨格となる主要な結節点では、歩行者の溜まる空間として小広場や快適な歩行空間、休憩スペースの確保を図り、モニュメント、シンボルツリーを配置するなど、開放的な、にぎわいのある空間の演出をしてください。また、隣接街区との調和にも配慮してください。



No	基準
	結節点には、造園的工夫により、みどりの結節点としての小広場や来訪者等の休憩の用に供するストリートファニチュアなど一体となった景観をつくるよう工夫する。

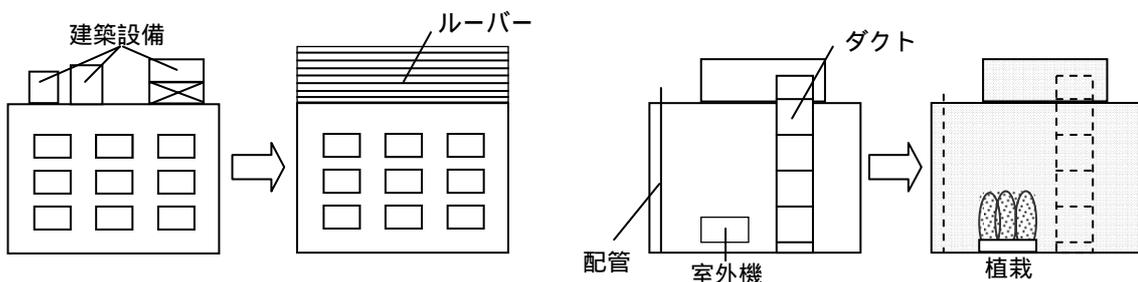
【建築物】

- ・ 地区の隅部は、周辺市街地との結節点になることから、調和した景観となるよう植栽や花壇、ベンチなどを設けることにより、来訪者が集い、また安らぎのある景観を形成するような工夫をしてください。

No	基準
	屋上や外壁等の建築設備は、建築物等との意匠の一体化や、植栽による修景などにより、公共空間から見えないようにする。

【建築物・工作物】

- ・ 屋上に設置する建築設備は、建築物と一体化するか、ルーバーなどで遮蔽し、道路や公共施設から見えないようにしてください。
- ・ 外壁に設置する配管類や室外機などは、植栽で隠したり、建築物に組み込んだ構造としたり、壁面との同系統の色彩とするなど、建築物と一体的な意匠とするようにしてください。



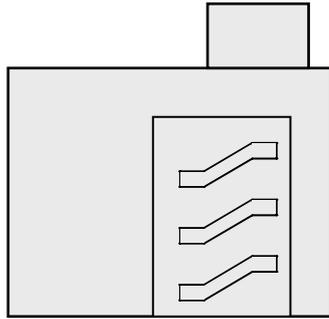
屋上設備は、周囲から目立たないようにする。

壁面設備は建築物と一体的な意匠とする。

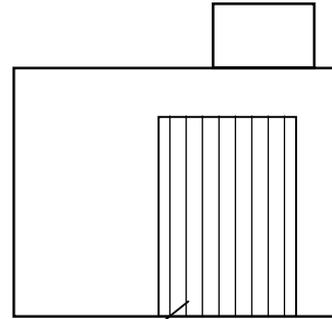
No	基準
	屋外階段など、建築物の付属的な部分は、目立たぬよう主要部分との一体化を図るなどの意匠とする。

【建築物】

- ・ 屋外階段は建築物から突出しないよう、凹状の形態の建築物の内側に設けたり、建築物との同一の素材、同系統の色彩を用いたり、ルーバーなどで覆うなど、建築物と一体的な意匠にしてください。



建築物と同一の素材、同系統の色彩を用いる。

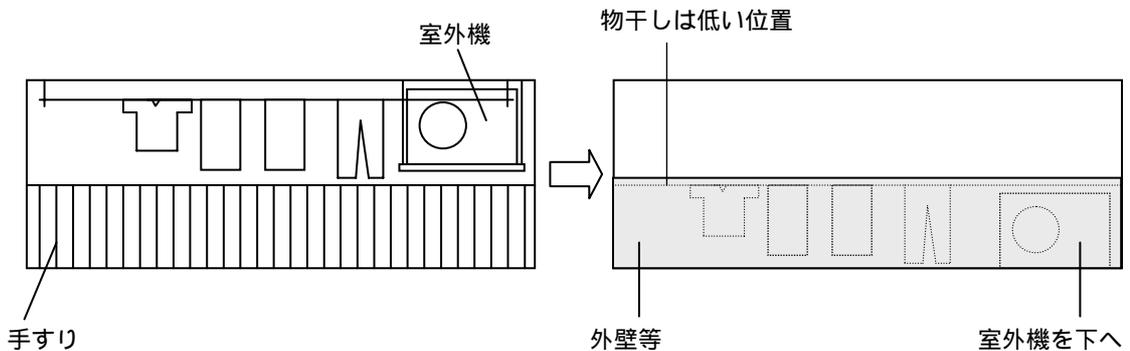


ルーバーで覆う。

No	基準
	バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。

【建築物】

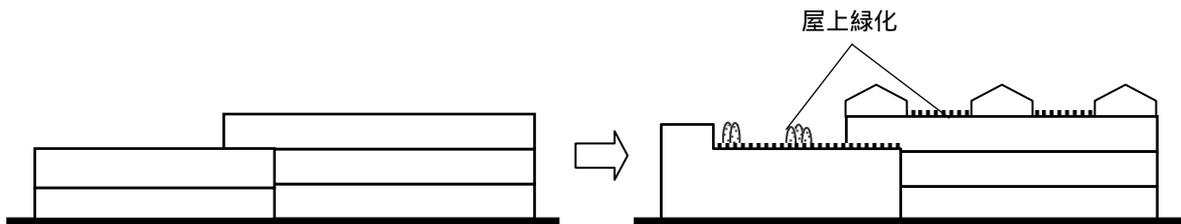
- ・ 物干しや室外機等をバルコニーやベランダに設置する場合は、物干し金具や室外機等を手すりの高さ以下に設置するなど、設置場所・方法を工夫し、道路から直接見えないようにしてください。
- ・ 手すり状のバルコニーやベランダは、壁面と同一の素材や同系統の色彩とするなど、建築物と一体的な意匠としてください。(ガラスや打放しコンクリートは除きます。)



No	基準
	屋根又は頂部は、形態や高さの変化、屋上を緑化するなど景観に配慮する。

【建築物】

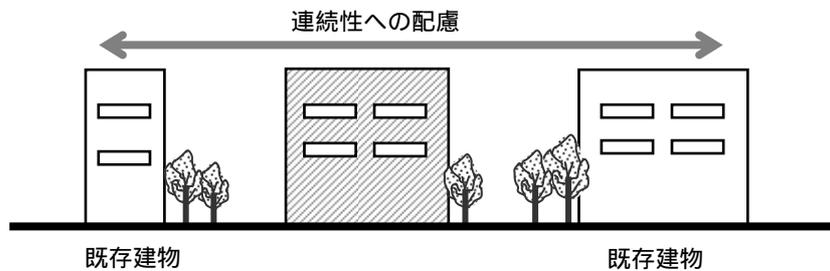
- ・ 建築物の屋根や頂部は、街並みのシルエットを決定づけるとともに、高層建築物から見下ろす景観の大きな要素であるため、傾斜屋根など変化のある形態や屋上を緑化するなど、統一感の中にも多様性のある街並みとしてください。



No	基準
	周辺の建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。

【建築物】

- ・ 建築物の高さや屋根の勾配を工夫し、周辺の建築物や地区に接する周辺市街地と揃えることで、街並みの連続性を確保してください。



3) 色彩

No	基準
	みどりと甚だしく調和しない色彩、素材は使用しない。

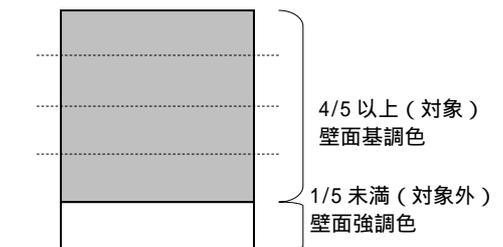
【建築物・工作物】

- ・ 壁面や屋根は、色彩基準を準拠し、みどりと調和する色彩や素材を使用して、周囲の建築物等との調和を図ってください。

No	基準								
	<p>外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OR ~ 10YR</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>OY ~ 10GY</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>マンセル表色系の表示方法 - 三属性による表示(マンセル値)による。 色相は色あいの違いを示す。 (R: 赤, YR: 黄赤, Y: 黄, GY: 黄緑) 彩度は色の鮮やかさを示す。 (数値が大きくなるほど鮮やかになる。)</p>	色相	彩度	OR ~ 10YR	6 以下	OY ~ 10GY	4 以下	その他	2 以下
色相	彩度								
OR ~ 10YR	6 以下								
OY ~ 10GY	4 以下								
その他	2 以下								

【建築物・工作物】

- ・ 色彩基準は建築物等の外壁の基調色(外観の基調となり、壁面の4/5以上を占める色彩)を対象とします。



色彩基準の対象となる基調色の立面の面積の割合

No	基準
	隣接する建築物等との色相の連続性への配慮、あるいはアクセント的な色相の変化などの工夫により、地域に馴染む色彩とする。

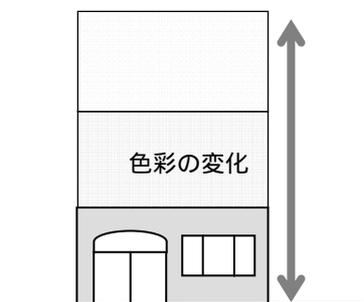
【建築物】

- ・ 隣接する建築物との連続性に配慮した色彩や違和感を与えない基調色を使用してください。なお、ただ単調な連続性をつくるのではなく、色相の変化をつけるなど、アクセントカラーを用いた工夫をしてください。

No	基準
	低層部から高層部にかけて、垂直方向に低彩度・高明度となる色彩の変化などにより、圧迫感を軽減するよう工夫する。

【建築物】

- ・ 中高層の建築物は、低層部、中層部、高層部、そして空にかけて、垂直方向に「低彩度・高明度」な変化を与えるなど、軽やかな色彩の変化をつくり、建築物による過度な圧迫感を軽減してください。



4) 外構

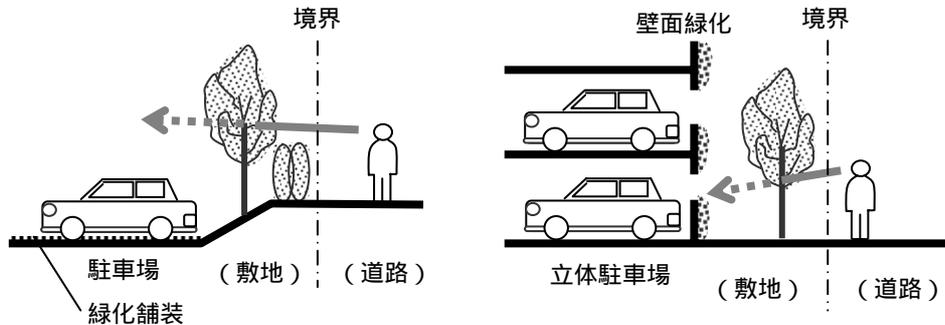
No	基準
	駐車場をやむを得ず道路に面して設置する場合は、植栽等による修景など、周囲からの見え方に配慮する。

【建築物】

- ・平面駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、街並みの連続性を分断しないよう、道路との間に植栽帯やフェンスを設けるなど、道路から直接見えない工夫をしてください。また、駐車スペースの舗装面については緑化に努めてください。
- ・立体駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、道路との間に植栽帯やフェンス、壁面緑化を設けるなど、道路からの見え方を工夫してください。

【工作物】

- ・機械式駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、道路との間に植栽帯やフェンスを設けるなど、道路からの見え方を工夫してください。



No	基準
	駐車場へのアプローチ通路は集約化を図り、街並みの連続性や歩行者動線を分断しないよう工夫する。

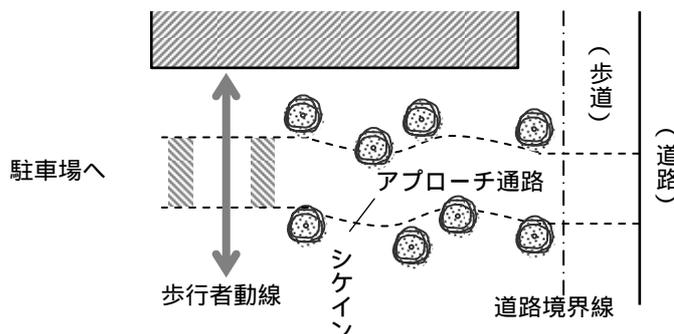
【建築物・工作物】

- ・駐車場へのアプローチ通路は、幹線道路ではなく区画道路に設け、複数の駐車場への通路を集約するなど、街並みの連続性や歩行者動線を妨げないようにしてください。

No	基準
	駐車場のアプローチ通路が街区を分節する場合は、歩車共存型となるよう努める。

【建築物・工作物】

- ・駐車場のアプローチ通路が街区を分節する場合は、植栽等による緑化に努めるとともに、歩行者の動線に配慮し、ハンプ（道路上に設けられたこぶ）やシケイン（クランク状の小カーブ）などを設けて歩車共存型としてください。



No	基準
	駐輪場は、明確な区分の上で歩行者空間に近接して設ける。

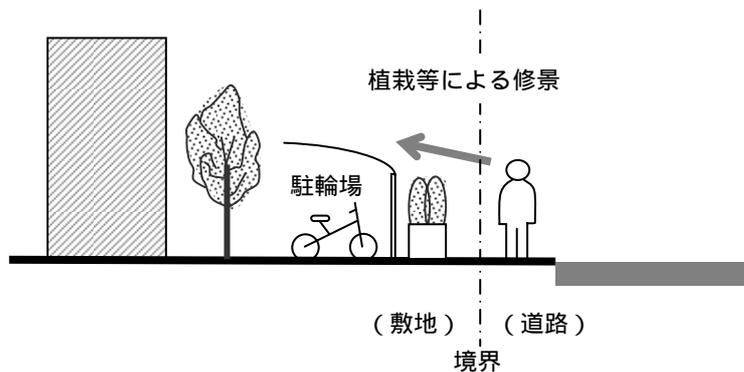
【建築物】

- ・ 駐輪場は、歩行者の動線を考慮しつつ、原則、歩行者空間に近接させ、明確な区分をして設置してください。

No	基準
	駐輪場が大規模なものとなる場合は、植栽等により囲むか、建築物内に収めるなど、景観に配慮する。

【建築物】

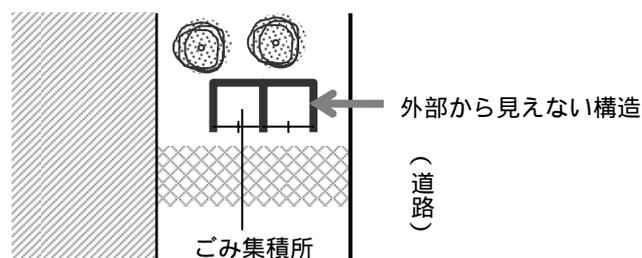
- ・ 駐輪場が大規模なものとなる場合は、植栽やフェンス等により囲むか、若しくは建築物内に設けるなど、景観面での配慮をしてください



No	基準
	ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。

【建築物】

- ・ ごみが外部から見えないように、建築物と一体的な意匠や必要な開口部以外をコンクリートブロック、フェンスなどで囲うなど、道路から直接見えないようにしてください。

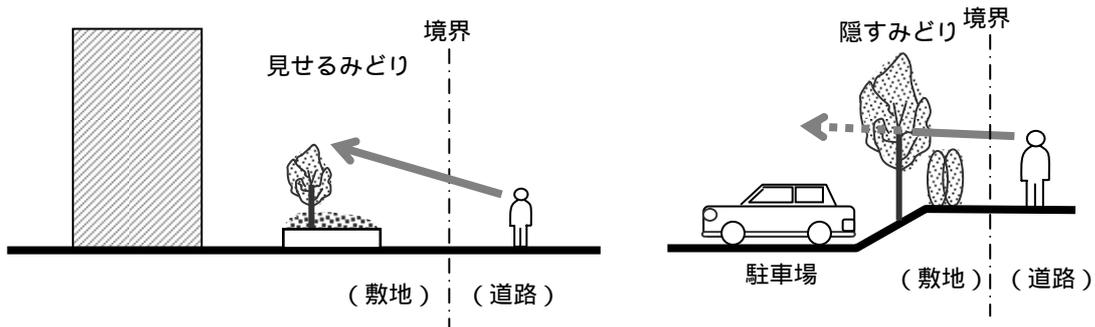


5) 緑化

No	基準
	見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。

【建築物・工作物】

- ・ にぎわいを演出する場所や沿道では、植栽や植栽ポットなどを積極的に活用して見せるみどりを演出してください。一方で、駐車場や駐輪場、屋外設備などが道路に面する場合は、みどりで覆って修景してください。



No	基準
	十字骨格においては、街路樹と敷地内緑化の協調により、豊かなみどりの骨格をつくる。

【建築物・工作物】

- ・ 十字骨格では、街路樹との連続性に配慮して敷地内の緑化を図り、ボリューム豊かなみどりの骨格を形成してください。

No	基準
	その他の沿道については、街区の土地利用や場所のまとまりに応じ、街路樹と敷地内緑化の協調によりみどりの骨格を補完する。

【建築物・工作物】

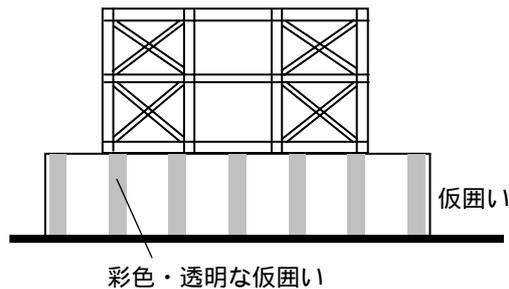
- ・ その他の沿道については、街区の土地利用や場所のまとまりに応じて、みどりの骨格を補完してください。

6) その他

No	基準
	工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。

【建築物・工作物】

- ・ 工事現場の仮囲いは、透明パネルを用いたり、彩色を施すなど、単調な壁とならないよう修景を図り、道路からの見え方を工夫してください。



No	基準
	自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。

【建築物】

- ・ 自動販売機は、壁面に組み込むなど、建築物と一体となる位置に設けるようにしてください。やむを得ない場合は、通行の支障とならないよう、建築物の壁面に揃えて設置してください

